別表第５の１のイの⑪中「903単位」を「906単位」に、「884単位」を「887単位」に、「868単位」を「848単位」に、「857単位」を「815単位」に改め、同イの⑫中「658単位」を「660単位」に、「628単位」を「630単位」に、「604単位」を「590単位」に、「591単位」を「562単位」に改め、同イの⑬中「520単位」を「522単位」に、「495単位」を「497単位」に、「484単位」を「473単位」に、「476単位」を「453単位」に改め、同イの⑭の㈠中「416単位」を「418単位」に改め、同⑭の㈡中「384単位」を「385単位」に改め、同⑭の㈢中「371単位」を「362単位」に改め、同⑭の㈣中「362単位」を「344単位」に改め、同イの⑮の㈠中「416単位」を「418単位」に改め、同⑮の㈡中「384単位」を「385単位」に改め、同⑮の㈢中「371単位」を「362単位」に改め、同⑮の㈣中「362単位」を「344単位」に改め、同１のロ中「874単位」を「877単位」に、「868単位」を「848単位」に、「857単位」を「815単位」に改め、同ロの②及び同１の注９を削り、同１の注10を同１の注９とし、同５の３中「７単位」を「10単位」に、「４単位」を「７単位」に改め、同３のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算㈢　４単位

別表第５の３の注１中「注２」の下に「及び注３」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同３の注２中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算㈠」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算㈡」を加え、同注２を同３の注３とし、同３の注１の次に次のように加える。

２　ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算㈠を算定している場合は、算定しない。

別表第５の６の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算㈠　１から５までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算㈡　１から５までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算㈢　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第５の６の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算㈣　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第６の１のイ中「1,299単位」を「1,278単位」に、「981単位」を「959単位」に、「703単位」を「680単位」に、「634単位」を「610単位」に、「583単位」を「559単位」に、「1,170単位」を「1,139単位」に、「883単位」を「851単位」に、「632単位」を「599単位」に、「572単位」を「539単位」に、「524単位」を「491単位」に、「1,138単位」を「1,099単位」に、「854単位」を「816単位」に、「604単位」を「568単位」に、「538単位」を「502単位」に、「494単位」を「459単位」に、「1,090単位」を「1,045単位」に、「825単位」を「781単位」に、「589単位」を「549単位」に、「532単位」を「493単位」に、「481単位」を「445単位」に、「1,076単位」を「1,028単位」に、「811単位」を「765単位」に、「576単位」を「535単位」に、「517単位」を「478単位」に、「466単位」を「428単位」に改め、同１のロ中「728単位」を「691単位」に、「883単位」を「851単位」に改め、同１の注１中「(法第34条第１項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)」を削り、同６の２の注４を削り、同６の３中「10単位」を「15単位」に、「６単位」を「10単位」に改め、同３のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算㈢　６単位

別表第６の３の注１中「注２」の下に「及び注３」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同３の注２中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算㈠」の下に「又はロの福祉専門職員配置等加算㈡」を加え、同注２を同３の注３とし、同３の注１の次に次のように加える。

２　ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算㈠を算定している場合は、算定しない。

別表第６の３の次に次のように加える。

３の２　常勤看護職員等配置加算

| | |
|---|---|
| イ　利用定員が20人以下 | 28単位 |
| ロ　利用定員が21人以上40人以下 | 19単位 |
| ハ　利用定員が41人以上60人以下 | 11単位 |
| ニ　利用定員が61人以上80人以下 | ８単位 |
| ホ　利用定員が81人以上 | ６単位 |

注　看護職員を常勤換算方法で１人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算する。ただし、１の注５の(1)に該当する場合は、算定しない。

別表第６の10中「42単位」を「30単位」に改め、同10の注中「この項」を「この10」に、「平成27年３月31日」を「平成30年３月31日」に改め、同６の12を次のように改める。

12　送迎加算

| | |
|---|---|
| イ　送迎加算㈠ | 27単位 |
| ロ　送迎加算㈡ | 13単位 |

注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

２　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に14単位を加算する。

別表第６の14の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算㈠　１から13までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算㈡　１から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算㈢　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第６の14の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算㈣　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第７の１のイ中「888単位」を「892単位」に、「755単位」を「758単位」に、「623単位」を「626単位」に、「561単位」を「563単位」に、「490単位」を「492単位」に、「580単位」を「582単位」に、「508単位」を「510単位」に、「306単位」を「307単位」に、「231単位」を「232単位」に、「165単位」を「166単位」に、「592単位」を「595単位」に、「268単位」を「269単位」に改め、同１のロ中「2,598単位」を「2,609単位」に、「2,397単位」を「2,407単位」に、「1,398単位」を「1,404単位」に改め、同１のハ中「2,478単位」を「2,489単位」に、「2,267単位」を「2,277単位」に、「1,298単位」を「1,304単位」に、「1,731単位」を「1,738単位」に、「1,599単位」を「1,606単位」に、「932単位」を「936単位」に改め、同１の11中「755単位」を「758単位」に、「231単位」を「232単位」に改め、同７の３の注中「第８」を「第８の１」に改め、同注を同注１とし、同注１の次に次のように加える。

２　重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、別に厚生労働大臣が定める者が、第８の１の注１の⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所の提供を行った場合に、さらに１日につき10単位を加算する。